

平成 30 年 3 月 13 日

県立学校産業医各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
学校保健担当理事 花岡 正人

県立学校の産業医の報酬額について（周知）

神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会 HP にもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
会長 菊岡 正 和

県立学校の産業医の報酬額について（周知）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県立学校の産業医の推薦につきましては、1月29日付29神医第1522号でご依頼をさせていただいておりましたが、神奈川県立学校産業医委嘱要綱に報酬額については明記されていませんでした。

今般新たに、神奈川県教育委員会より報酬額の提示がありましたので、別紙の通りお知らせいたします。

なお、この報酬額は3月の県議会で承認後、正式に制定されますことを申し添えます。

また、まだご回答いただけていない場合には、3月上旬までの猶予があるとのことですが、決まり次第ご回答くださいますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先
保険医療学術課 担当:深澤
横浜市中区富士見町3-1
TEL045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail y-fukazawa@kanagawa.med.or.jp

県立学校の産業医について（平成30年度予算案）

○ 報酬額

50人～100人未満	日額 60,000円
100人～150人未満	日額 70,000円
150人～200人未満	日額 80,000円
200人～250人未満	日額 90,000円

※報酬額に交通費含む。学校で業務を行った回数に応じて支払い。

※神奈川県医師会産業医部会で作成している「産業医契約及び報酬に関する参考資料」の目安報酬額と同等額にし、行政が予算化した案。

○ 回数

原則年6～8回（少なくとも2ヶ月に1回以上）。1回あたりの業務時間は2時間程度。

※平成29年6月1日に労働安全衛生規則等が改正され、職員の健康管理については、事業場と産業医の双方の合意があれば職場巡視の回数に合わせて2ヶ月に1回以上の出向で管理可能。

○ 業務内容

労働安全衛生規則に規定されている産業医業務。ただし、健康診断の実施、ストレスチェック及び面接指導は、外部業者に委託のため除く。

○ 委嘱

学校と産業医が個別に委嘱契約を行う。